

あずま小中学校スクールバス運行規準

みどり市教育委員会

平成26年3月17日制定

1. 目的

- (1) あずま小中学校(「以下、「学校」という。)の児童生徒の通学の便宜を図り、円滑な学習活動に役立てる。
- (2) スクールバスの利用により、児童生徒の通学時における安全確保を目的とする。

2. 対象者

- (1) あずま小中学校に通学し、神戸地区を除く東地区全学校区に在住する児童生徒
- (2) (1)に定める者のほか、みどり市教育委員会(以下、「教育委員会」という。)及び学校が必要と認めるもの

3. 運行本数

スクールバスの運行本数は、各方面(花輪方面、沢入方面)に原則登校時1便、下校時3便とする。ただし、学校行事等により運行本数を変更する必要がある場合は、この限りではない。

4. 運行経路及び運行時刻

登下校に使用するスクールバスの運行経路及び運行時刻は、教育委員会が別に定めるあずま小中学校スクールバス運行予定表のとおりとする。ただし、校外学習等の学校行事等により運行経路及び運行時刻を追加、変更する必要がある場合は、この限りではない。

5. 運行内容の変更

学校行事等により運行本数又は運行経路並びに運行時刻等を変更する必要があるときは、教育委員会と学校で協議のうえ決定する。決定後は、学校から対象保護者に変更内容を連絡するものとする。

6. 乗降場所

乗降場所は、原則「乗合バス」のバス停を使用する。ただし、児童生徒の安全確保上必要であると認められる場合は、別に定めることができる。

7. スクールバス乗務員の運行心得

- (1) スクールバスの乗務員は、運行に当たって自社の運行規程等を遵守し、常に安全運転を心掛けなければならない。
- (2) スクールバス運行に当たり、次の点に留意する。
 - ①出発前点検を確実に行う。
 - ②運行中は、交通規則を守り安全運転に努める。
 - ③運行中は、車内の安全確保に努める。
 - ④児童生徒の乗降に際しては、周囲の交通に留意し児童生徒の安全を確認のうえ乗降を行わせる。
 - ⑤車内外は、常に清潔に保つ。
- (3) 運行中に非常事態が発生した場合は、次の処置を行う。
 - ①運行中児童生徒の異常(けが又は急病)を発見したときは、安全な場所に停車し、

速やかに臨機の処置を取ると共に学校又は教育委員会に報告する。

②交通事故に遭遇した場合

ア 児童生徒の安全の確認を第一に行う。必要に応じて、児童生徒を安全な場所に誘導し、整列させるとともに、全員の安否確認を行う。

イ けが人等があった場合は「119番」に通報し、適切な処置を行う。

ウ 学校又は教育委員会に連絡し、指示を受ける。

エ 警察に連絡するなど、適切な処置を行う。

③非常災害時におけるスクールバスの運行について

ア 児童生徒の安全を第一に、沈着、冷静、迅速に行動をするように配慮する。

イ 大雨、洪水警報等が発令中で災害発生の危険が予想される場合は、学校又は教育委員会の指示を受ける。

ウ その他、交通事故に遭遇した場合に準じて適切な措置を取る。

(4) スクールバス運行上重要な事項が生じた場合は、必ず学校又は教育委員会に伝え指示を受ける。

附 則

この規準は、平成26年3月18日から施行する。

附 則

この規準は、令和4年4月1日から施行する。